

障害者総合支援法 事業者ハンドブック 指導監査編 第6版

指導監査における主眼事項及び着眼点等

－ 追 補 －

本書の発行後、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」の一部改正について」（令和7年3月31日障0331第30号）及び「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」の一部改正について」（令和7年3月31日こ支障第90号・障発0331第26号）が発出され、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号）及び「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日障発0328第4号）の一部改正が行われ、令和7年4月1日より適用されています。

これに伴い、本書掲載内容に係る補正情報を次のとおりまとめましたので、本書とあわせてご活用ください。

(2025年6月25日更新)

〈目次〉	
第1章 指定障害福祉サービス等	
1 指定障害福祉サービス事業者等指導指針	2
2 指定障害福祉サービス事業者等監査指針	3
3 主眼事項及び着眼点等	3
(指定居宅介護)	3
(指定重度訪問介護)	4
(指定同行援護)	4
(指定行動援護)	5
(指定療養介護)	6
(指定生活介護)	6
(指定短期入所)	7
(指定重度障害者等包括支援事業者)	7
(指定障害者支援施設等)	8
(指定自立訓練(機能訓練))	9
(指定自立訓練(生活訓練))	10
(指定就労移行支援)	10
(指定就労継続支援A型)	11
(指定就労継続支援B型)	12
(指定就労定着支援)	13
(指定自立生活援助)	14
(指定共同生活援助)	15
(指定地域移行支援)	16
(指定地域定着支援)	17
(指定計画相談支援)	17
第3章 指定障害児通所支援事業者等	
1 指定障害児通所支援等事業者等指導指針	19
2 指定障害児通所支援等事業者等監査指針	20
3 主眼事項及び着眼点等	20
(指定児童発達支援)	20
(指定放課後等デイサービス)	21
(指定居宅訪問型児童発達支援)	22
(指定保育所等訪問支援)	22
(指定福祉型障害児入所施設等)	23
(指定医療型障害児入所施設等)	23
(指定障害児相談支援)	24

第1章 指定障害福祉サービス等

1 指定障害福祉サービス事業者等指導指針

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p.4	4 指導対象の選定 2 運営指導	<p>① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、<u>おおむね3年に1度実施する。</u> <u>ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。</u></p> <p>② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。</p>	<p>① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等が<u>運営する事業所のうち、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助を行う事業所については、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、3年に1回までは求めないが、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。</u></p> <p>② <u>指定後まもない障害福祉サービス事業者等については、指定後3年以内</u>に実施する。<u>ただし、就労継続支援A型は、従来どおり新規指定の半年後を目途に初回の運営指導を実施する。</u></p> <p>③ <u>過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合等、障害福祉サービス事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、優先的に実施する。</u></p> <p>④ その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。</p>	2025/6/25 更新

2 指定障害福祉サービス事業者等監査指針

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 11	5 その他	<p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> 都道府県及び市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。</p>	<p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 指定権限のある都道府県及び市町村は、取消処分等の内容について、当該内容を決定する前に、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に情報提供を行う。</u></p> <p>(3) 都道府県及び市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。</p>	2025/6/25 更新

3 主眼事項及び着眼点等

(指定居宅介護)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 22	第4 運営に関する基準 32 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定居宅介護事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利</u>	2025/6/25 更新

			<u>用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	
--	--	--	--	--

(指定重度訪問介護)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 53	第4 運営に関する基準 32 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定重度訪問介護事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	2025/6/25 更新

(指定同行援護)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 82	第4 運営に関する基準 31 利益供与	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的に</u>	2025/6/25 更新

	等の禁止 「着眼点」欄		<u>は、「指定同行援護事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	
--	----------------	--	---	--

(指定行動援護)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 107	第4 運営に関する基準 31 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定行動援護事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	2025/6/25 更新

(指定療養介護)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p.135	第4 運営に関する基準 34 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定療養介護事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	2025/6/25 更新

(指定生活介護)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p.171	第4 運営に関する基準 39 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定生活介護事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利</u>	2025/6/25 更新

			<u>用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	
--	--	--	--	--

(指定短期入所)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p.224	第4 運営に関する基準 25 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定短期入所事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	2025/6/25 更新

(指定重度障害者等包括支援事業者)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p.272	第4 運営に関する基準 31 利益供与	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的に</u>	2025/6/25 更新

	等の禁止 「着眼点」欄		は、「 <u>指定重度障害者等包括支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと</u> 」や「 <u>利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること</u> 」なども当該規定に違反するものである。	
--	----------------	--	--	--

(指定障害者支援施設等)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 330	第4 運営に関する基準 49 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定障害者支援施設が、当該支援の利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金</u>	2025/6/25 更新

			<u>を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」なども当該規定に違反するものである。</u>	
--	--	--	---	--

(指定自立訓練（機能訓練）)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 369	第4 運営に関する基準 38 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定自立訓練（機能訓練）事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	2025/6/25 更新

(指定自立訓練（生活訓練）)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 422	第4 運営に関する基準 38 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定自立訓練（生活訓練）事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	2025/6/25 更新

(指定就労移行支援)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 482 ・483	第4 運営に関する基準 43 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	(3)指定就労移行支援事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。 <u>具体的には</u> 、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービス	(3)指定就労移行支援事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。 <u>また、(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体</u>	2025/6/25 更新

		<p>の利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などが<u>あげられる</u>。</p>	<p><u>的には、「指定就労移行支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や</u>「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」なども<u>当該規定に違反するものである</u>。</p>	
--	--	--	--	--

(指定就労継続支援 A 型)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 529	第 4 運営に関する基準 45 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	(3)指定就労継続支援 A 型事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。 <u>具体的には</u> 、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人	(3)指定就労継続支援 A 型事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。 <u>また、(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業</u>	2025/6/25 更新

		に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などが <u>あげられる</u> 。	<u>者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定就労継続支援A型事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」なども当該規定に違反するものである。</u>	
--	--	--	---	--

(指定就労継続支援B型)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 573	第4 運営に関する基準 41 利益供与等の禁止	(3)指定就労継続支援B型事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。 <u>具体的には</u> 、「利用者が友人を紹介し	(3)指定就労継続支援B型事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。 <u>また、(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの</u>	2025/6/25 更新

	「着眼点」欄	<p>た際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などが<u>あげられる</u>。</p>	<p><u>事業を行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定就労継続支援B型事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと</u>」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」なども<u>当該規定に違反するものである</u>。</p>	
--	--------	--	--	--

(指定就労定着支援)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 617	第4 運営に関する基準 32 利益供与	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的に</u>	2025/6/25 更新

	等の禁止 「着眼点」欄		は、「 <u>指定就労定着支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと</u> 」や「 <u>利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること</u> 」なども当該規定に違反するものである。	
--	----------------	--	--	--

(指定自立生活援助)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p.643	第4 運営に関する基準 31 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定自立生活援助事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	2025/6/25 更新

(指定共同生活援助)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 677	第4 運営に関する基準 37 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定共同生活援助事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	2025/6/25 更新
p. 705	第8 日中サービス支援型指定共同生活援助の運営に関する基準 38 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	2025/6/25 更新

p.732	第12 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の運営に関する基準 39 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	2025/6/25 更新
-------	--	----	---	-----------------

(指定地域移行支援)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p.793	第3 運営に関する基準 31 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定地域移行支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利</u>	2025/6/25 更新

			<u>用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	
--	--	--	--	--

(指定地域定着支援)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p.813	第3 運営に関する基準 29 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定地域定着支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	2025/6/25 更新

(指定計画相談支援)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p.835	第3 運営に関する基準 23 障害福祉サービス事業	新設	<u>(4)(3)の「福祉サービス等の事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画の</u>	2025/6/25 更新

	者等からの利益收受等の禁止 「着眼点」欄		<u>作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人から金品その他の財産上の利益を收受すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	
--	-------------------------	--	--	--

第3章 指定障害児通所支援事業者等

1 指定障害児通所支援等事業者等指導指針

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p.892	4 指導対象 の選定 2 運営指導	<p>① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児相談支援事業者等を<u>対象におおむね3年に1度実施する。</u> <u>ただし、指定障害児通所支援事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。</u></p> <p>② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる指定障害児通所支援等事業者等を対象に実施する。</p>	<p>① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児相談支援事業者等が<u>運営する事業所のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所については、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、3年に1回までは求めないが、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。</u></p> <p>② <u>指定後間もない障害児通所支援等事業者等及び指定障害児相談支援事業者等については、指定後3年以内に実施する。</u></p> <p>③ <u>過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合など、障害児通所支援等事業者等及び指定障害児相談支援事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、優先的に実施する。</u></p> <p>④ その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる指定障害児通所支援等事業者等を対象に実施する。</p>	2025/6/25 更新

2 指定障害児通所支援等事業者等監査指針

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 899	5 その他	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県及び市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定権限のある都道府県及び市町村は、取消処分等の内容について、当該内容を決定する前に、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に情報提供を行う。</u></p> <p>(3) 都道府県及び市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。</p>	2025/6/25 更新

3 主眼事項及び着眼点等

(指定児童発達支援)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 929	第4 運営に関する基準 41 利益供与等の禁止	新設	<p><u>(3)(1)及び(2)の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定児童発達支援事業者が、当該サービスの利用希</u></p>	2025/6/25 更新

	「着眼点」欄		<u>望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと</u> や「 <u>利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること</u> 」なども当該規定に違反するものである。	
--	--------	--	--	--

(指定放課後等デイサービス)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 1010	第4 運営に関する基準 41 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定放課後等デイサービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	2025/6/25 更新

(指定居宅訪問型児童発達支援)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p.1067	第4 運営に関する基準 37 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新規	<u>(3)(1)及び(2)の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	2025/6/25 更新

(指定保育所等訪問支援)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p.1097	第4 運営に関する基準 36 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定保育所等訪問支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利</u>	2025/6/25 更新

			<u>用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	
--	--	--	--	--

(指定福祉型障害児入所施設等)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 1134	第4 運営に関する基準 43 利益供与等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定福祉型障害児入所施設が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	2025/6/25 更新

(指定医療型障害児入所施設等)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 1178	第4 運営に関する基準 43 利益供与	新設	<u>(3)(1)及び(2)の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定医</u>	2025/6/25 更新

	等の禁止 「着眼点」欄		療型障害児入所施設が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、 <u>金品等の利益の供与を行うこと</u> や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。	
--	----------------	--	---	--

(指定障害児相談支援)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
p. 1211	第3 運営に関する基準 23 指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止 「着眼点」欄	新設	<u>(4)(1)、(2)及び(3)の「特定の福祉サービス等の事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定障害児相談支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>	2025/6/25 更新

障害者総合支援法 事業者ハンドブック 指導監査編 第6版
指導監査における主眼事項及び着眼点等

(ISBN : 978-4-8243-0139-0)

－追補－

発行 中央法規出版株式会社